



2建災防技発第299号  
令和2年7月31日

建設業労働災害防止協会  
都道府県支部事務局長 殿

建設業労働災害防止協会  
専 務 理 事  
( 公 印 省 略 )

ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの改正について

今般、厚生労働省より、標記について別添のとおり周知依頼がありました。

厚生労働省では、「トンネル建設工事の切羽付近における作業環境等の改善のための技術的事項に関する検討会」の報告書（令和2年1月30日公表）における提言を踏まえ、粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令128号）、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第235号）及び粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等（令和2年厚生労働省告示第265号）を公布及び告示し、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行されることとなりました。

この度、この改正内容を踏まえ、ずい道等建設工事における粉じん対策のより一層の充実を図るため、ガイドラインが改正されましたので、ご確認のほどよろしく願います。主な改正事項は下記のとおりです。

つきましては、本件について、貴支部会員事業場等に対し、適宜、周知をお願いいたします。

なお、本件に関する周知依頼文書を近日中に当協会ホームページに掲載いたしますので、ご活用ください。

#### 記

1. 「ずい道等の掘削等作業主任者の職務」を追加
2. 「粉じん発生源に係る措置」の強化
3. 「換気装置等による換気」の強化
4. 「粉じん目標濃度レベル」の引き下げ（強化）と改善措置の充実
5. 「呼吸用保護具の使用基準」の強化
6. 「粉じん濃度等の測定結果等の周知」の充実
7. 切羽に近接する場所の「空気中の粉じん濃度等の測定」の実施（新設）
8. 測定結果に応じた「呼吸用保護具の選択及び使用」（新設）